

利用状況調査・耕作放棄地全体調査フロー図

資料No. 5

(現地調査) 全体調査と利用状況調査との一体的実施 (市町村と農業委員会との連携)

※調査時期 (1/1~12/31)と調査期間 (H32まで) を明記

農地基本台帳(すべての農地)による利用状況調査の実施(農地法第30条第1項)
※農業委員会と市町村が共同で実施

現地調査を受けて非利用(緑、黄、赤)、低利用に区分

赤「森林・原野化等しているもの」

黄「基盤整備により営農再開可」

緑「簡易な作業で営農再開可」

低利用

(市町村が農業委員会に農地・非農地の判断を依頼)

農地法第30条3項1号農地

農地法第30条3項2号農地

(農地法に基づく遊休農地対策)

農業委員会による遊休農地所有者等への連絡・意向確認

非農地

(農地と判断された場合は黄に編入)

耕作する意思が明確でない

耕作の意思はあるが再開が見込まれない

耕作を希望

貸付を希望

(解消計画)

(意向を反映)

指 導

指導に従わない

耕作再開

他者への貸付

(解消確認)

遊休農地である旨の通知

借り手が見当たらない場合(見つかるまでの間、維持管理が必要)

勧告→特定利用権の設定等

あっせんの申出

円滑化団体への委任

農地情報提供システムへの登録

(調査結果のとりまとめ)

調査結果については、市町村が集計し、集計結果を都道府県へ提出する。

(全国農業会議所作成)